

公益財団法人 家計経済研究所 役員等報酬規程

(総 則)

- 第 1 条 公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第 5 条第 13 号及び定款第 16 条第 1 項、第 32 条第 1 項並びに第 45 条第 4 項の規定に基づく、公益財団法人家計経済研究所（以下「本研究所」という。）の役員及び顧問に対する報酬の支給に関しては、この規程の定めるところによる。
- 2 本規程で役員とは、理事（会長、理事長、専務理事及び常務理事を含む）、監事及び評議員をいう。

(報 酬)

- 第 2 条 次の場合は報酬等を支給する。
- (1) 常勤及びこれに準ずる役員（以下「常勤等の役員」という。）については、職務執行の対価として、報酬を支給する。
- (2) 非常勤の役員については、次に掲げる職務執行の対価として報酬等を支給する。
- イ. 役員の評議員会への出席
- ロ. 理事、監事の理事会への出席
- ハ. 監事の監事監査の実施
- 2 前 1 項 1 号の場合、事務局長等を兼務する常勤等の役員の給与は、「職員給与規程」で定めるところによる。

(報酬の支給方法)

- 第 3 条 前条の報酬の支給定日は、毎月 25 日（その日が休日に当たるときは、その日の前において、その日に最も近い休日でない日）とする。
- 2 前条の報酬は、法令に基づき、その役員の報酬から控除すべきものの金額を控除し、その残額を通貨もしくは役員が指定する自己名義の銀行預金口座への振込により、直接役員に支給する。

(新たに常勤等の役員となった者の報酬)

- 第 4 条 新たに常勤等の役員となった者には、その日から報酬を支給する。

(常勤等の役員でなくなった者の報酬)

- 第 5 条 常勤等の役員が退職、解任又は死亡により役員でなくなったときは、その日まで報酬を支給する。

(報酬の日割計算)

- 第 6 条 前 2 条の規定により報酬を支給する場合であって、その月のうちに常勤等の役員でなかった日があるときは、その報酬の額は、第 7 条で定める報酬の月額から、同額に当該常勤等の役員でなかった日の日数の数を 30 で除して得た数を乗じて得た金額に相当する額を控除した額とする。

(報酬の額)

- 第 7 条 常勤等の役員の報酬の額は、月額 115 万円を上限として、理事会の承認を得て理事長が決定するものとする。

- 2 第2条第1項第2号に規定する非常勤役員の職務執行の対価としての報酬等の額は、次のとおりとする。
 - (1) 評議員会、理事会の出席1回につき手取額 10,000 円
 - (2) 監事監査の実施1回につき手取額 30,000 円
- 3 前1項及び2項で定める理事及び監事の報酬の総額は、評議員会の決議によってそれぞれ定められた総額の範囲内としなければならない。また、評議員の報酬の総額は定款第16条第1項に規定する総額 100 万円の範囲内としなければならない。
- 4 前項に定める理事報酬の総額には、常勤等の役員の退職給付引当金繰入額に相当する額を含むものとする。

(通勤手当)

第 8 条 常勤等の役員で交通機関を利用する者に対し、通勤手当として定期券購入費（3 カ月定期代）の実費を支給する。

(端数の処理)

第 9 条 この規程の定めるところによる給与計算において、生じた 1 円未満の端数の処理については「職員給与規程」第 15 条で規定するところによる。

(顧問の報酬)

第 10 条 顧問の報酬は、別に理事長が定める。

(規程の変更)

第 11 条 この規程の変更は評議員会の決議によるものとする。

(補 則)

第 12 条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和 61 年 9 月 11 日から施行する。
- 2 この規程は、研究所の設立が許可された昭和 61 年 7 月 18 日に遡及して適用する。

附 則

この規程は、平成 4 年 6 月 1 日から、改正施行する

附 則

この規程は、公益財団法人 家計経済研究所の設立の登記のあった日（平成 22 年 4 月 1 日）から、改正施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から改正し、施行する。